

稚秘政第 1174 号

平成 29 年 10 月 31 日

稚内市総合計画審議会

会長 達 英 二 様

稚内市長 工 藤 広

次の事項について、諮問します。

(諮 問)

第 5 次稚内市総合計画の基本構想及び基本計画について、稚内市総合計画審議会条例（昭和 46 年 6 月 23 日条例第 19 号）第 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(理 由)

第 4 次稚内市総合計画が平成 30 年度を持って計画期間が終了することから、稚内市自治基本条例（平成 19 年 1 月 30 日条例第 1 号）第 22 条の規定に基づき、新たに策定する第 5 次稚内市総合計画に関して、専門的な知識、経験等に則した意見をいただくため。